

取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

事例④：「法の支配」実現に向けた支援

1. 基本的な考え方

●ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序の根幹が大きく揺らぐ中、「力による支配」ではなく、全ての国が「法の支配」の下にあることの重要性が増大。国連憲章の理念と原則に立ち戻り、国際社会における「法の支配」に基づく国際秩序を維持・強化していくことが極めて重要。

●我が国は、「法の支配」を実現するため、力や威圧による一方的な現状変更の試みを決して認めず、国際法の誠実な遵守や国家間の紛争の平和的解決の重要性を訴えるとともに、各国との普遍的価値の共有を通じた連携強化、国際機関等との連携強化、国際社会におけるルール形成への貢献、外交一元化の下での「司法外交」等を推進。

⇒「法の支配」を強化していくことが、長期的に見れば、全ての国に裨益し、持続的な成長と健全な国際社会の発展につながる。

2. 具体的な取組

(1) 各国・国際機関等との連携強化、国際社会におけるルール形成への貢献

●G7、ASEAN等と普遍的価値の共有を通じた連携強化

●国際機関等との連携強化

(例) 国際司法裁判所 (ICJ)、国際海洋法裁判所 (ITLOS)、国際刑事裁判所 (ICC)、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、法の支配に関する研修施設 (IIJ)、大陸棚限界委員会 (CLCS)、国際海底機構 (ISA)、国連機関等との連携

●様々な分野におけるルール形成への参加・主導

(例) 国連国際法委員会 (ILC) 及び国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、ハーグ国際私法会議 (HCCH)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等での国際私法分野の条約やモデル法の作成作業、我が国提案プロジェクトの実施、ISAにおける深海底鉱物資源開発のための規則作成作業

●国際仲裁の活性化に向けた取組

(2) 人材育成・法制度整備支援等の能力構築支援

●国際法分野の人材育成・国際法務人材育成

(例) 「東京国際法セミナー」の開催、国際法模擬裁判「アジア・カップ」の開催、国際法に関するJICA研修の実施、職員の内閣機関への積極的派遣

●長年にわたる法制度整備支援・国際研修による「法の支配」の定着への貢献と更なる促進

(例) ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、東ティモール等に対する法制度整備支援、刑事司法、犯罪者処遇、汚職防止等の各種国際研修、アジア諸国やアフリカ諸国に対する地域別研修や二国間研修

国際社会におけるルール形成への貢献
国際機関等との連携強化

「法の支配」の強化

制度整備・人材育成・能力構築支援



法制度整備支援の実施国